

杉並区立天沼中学校

いじめ防止対策基本方針

令和 7 年 9 月 改定

天沼中いじめ防止宣言

1. 天沼中学校は安全なところです。
2. 天沼中はあなたが自分らしくいられるところです。
3. 天沼中はお互いの個性を伸ばしあえるところです。
4. 天沼中はまじめな人がバカにされないところです。
5. 天沼中はいじめを許しません。

目次

1. はじめに.....	2
2. いじめについての理解.....	2
(1) いじめの定義と積極的な認知.....	2
(2) いじめの禁止	2
3. いじめ防止対策の基本的な考え方	3
(1) いじめを許さない～いじめを生まない、許さない学校へ～	3
(2) 生徒の主体的な行動を促す～いじめ問題について生徒が自ら考え行動する学校へ～	3
(3) 家庭・地域・関係機関と連携した取組を進める ～家庭・地域・関係機関との連携により安心な学校へ～	3
4. 天沼中学校におけるいじめ問題に対する取組.....	3
(1) いじめ問題への対策に関する組織・体制	3
(2) 未然防止に向けた取組～いじめを生まない、許さない学校づくり～	4
(3) 早期発見・事案対処に向けた取組～直ちに発見、解決し、繰り返さない～	5
4. いじめの重大事態への対処.....	8
(1) いじめの重大事態とは	8
(2) 重大事態が発生した場合の天沼中の対応.....	8

1. はじめに

天沼中学校いじめ防止対策基本方針は、「いじめ防止対策推進法」に基づき、『杉並区いじめ防止対策基本方針』を受け策定するものである。「いじめは人権を侵害する重大問題である」を基本的な捉え方とし、「いじめを、しない、させない、見逃さない」ことを、天沼中学校にかかわる全ての人たちの共通認識として、全ての生徒が安心して学校生活を送ることができる学校を目指し策定する。

【いじめ防止対策推進法】

第13条 学校は、いじめ防止基本方針又は地方いじめ防止基本方針を参酌し、その学校の実情に応じ、当該学校に置けるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定めるものとする。

2. いじめについての理解

(1) いじめの定義と積極的な認知

いじめとは、相手の行為により被害生徒が心身の苦痛を感じたものをいう。法に規定されたいじめは、いわゆる社会通念上のいじめの範囲より極めて広く、行為を受けた生徒の主観で心身の苦痛を感じた行為についてはいじめに該当する。

天沼中学校はこの定義に従い積極的にいじめを認知することで、未然防止・早期発見・早期対応に努める。

【いじめ防止対策推進法】

第2条第1項 この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

(2) いじめの禁止

いじめは、いじめを受けた児童・生徒の人権や教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命または身体に重大な危険を生じさせる行為であり、全ての生徒はいじめを行ってはならない。

【いじめ防止対策推進法】

第4条 児童等は、いじめを行ってはならない。

3. いじめ防止対策の基本的な考え方

いじめはどの生徒にも起こり得るという認識の下、天沼中学校は、日常的な未然防止に取り組むとともに、いじめを把握した場合には、速やかに解決を図る必要がある。

(1) いじめを許さない～いじめを生まない、許さない学校へ～

いじめが生徒の生命、心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を及ぼすものであることを踏まえ、全ての生徒が安心して学習に取り組むことができるよう、いじめを許さないという教職員としての意識向上を図るとともに、学校がいじめ問題に組織的に対応できる校内体制を整備する。

(2) 生徒の主体的な行動を促す～いじめ問題について生徒が自ら考え行動する学校へ～

生徒がいじめに関する理解を深め、いじめをしない、いじめを放置しないなど、いじめを自分たちの問題として主体的に考え、話し合い、行動できるように指導する。

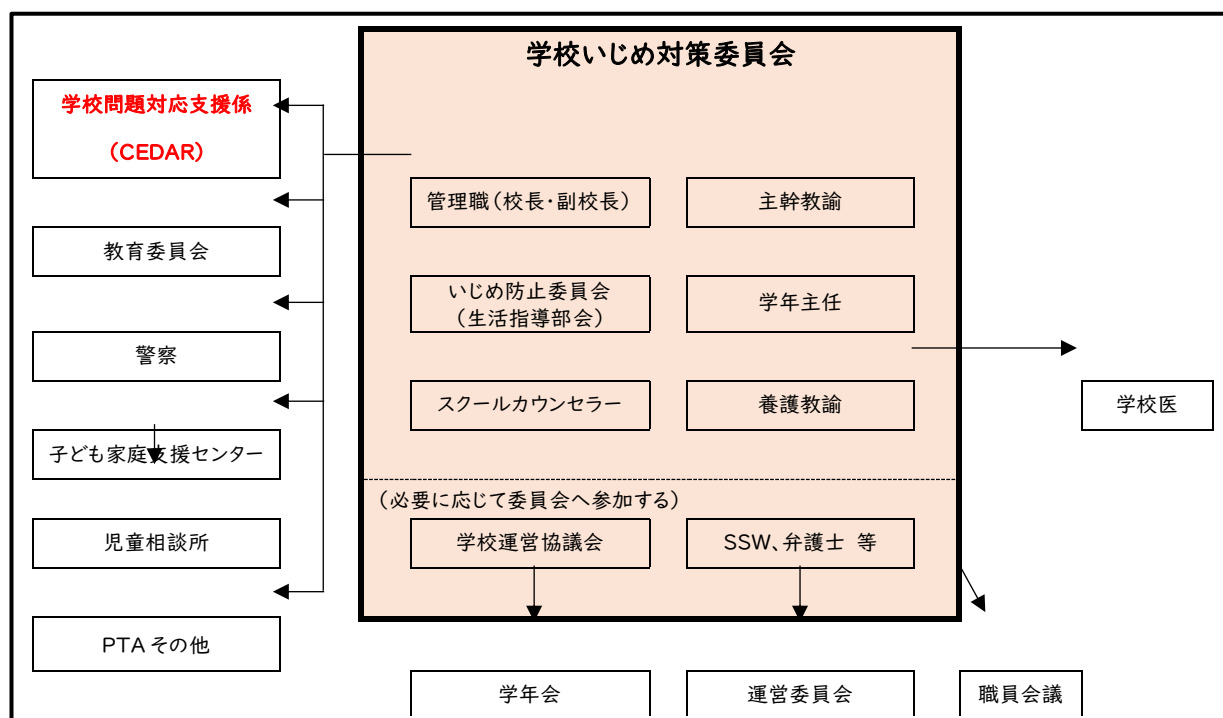
(3) 家庭・地域・関係機関と連携した取組を進める

～家庭・地域・関係機関との連携により安心な学校へ～

いじめが複雑化・多様化する中、家庭・地域・関係機関との連携を図り、いじめ問題の解決に向けて、社会全体による取組が進むように働きかける。

4. 天沼中学校におけるいじめ問題に対する取組

(1) いじめ問題への対策に関する組織・体制



(2) 未然防止に向けた取組～いじめを生まない、許さない学校づくり～

ア 人権教育の充実・豊かな人間性の涵養

- ・年度当初の全校集会において、どのような行為がいじめにあたるかを明確にし、いじめは許されないことを指導する。
- ・道徳の授業を中心に、「生命」や「人権」を大切にする指導を、年間を通して計画的、継続的に実施する。
- ・ルール遵守やマナーの基本を身につけた上で、自主的自律的な活動を通して基本意識の向上を図る。
- ・自治的な生徒会活動を推進し、自らの問題を自ら解決する意識を育てる。
- ・ボランティアシップに基づく活動を、校内から小学校や身近な地域、広い社会へと拡げ、他者受容の心情を高めるとともに自尊感情を育む。
- ・「いのちの教育(※)」を通じて、命の大切さや人生のかけがえのなさを実感させる。
- ・中学 1 年生を対象に「フレンドシップスクール」を行い、学校生活の変化に対して早期に順応し、その後の中学校生活の基盤をつくれるように指導・支援する。
- ・**中学 1 年生を対象に弁護士による「いじめに関する授業」を行い、いじめは絶対に許されない行為であることを理解することを通して、生徒一人ひとりがいじめ問題に対して主体的に関われるようにする。**

※いのちの教育…いじめ等の問題行動の現状や児童・生徒の心の健康について示された「自殺対策基本法」の施行を受けて、平成 20 年度から毎年 5・6 月と 9・10 月に全区立小中学校で実施しているいのちの大切さや人生のかけがえのなさを実感する道徳の授業及び体験活動、読書感想文コンクール等の取組のこと。

イ 情報モラル教育の推進

- ・情報モラル教室を各学年、年 1 回実施し、SNS 等を使ったいじめを予防する。
- ・生徒が主体となり「天沼中 SNS ルール」を定め、いじめに関するアンケート等でルールを守れているか振り返らせる。
- ・「天沼中 SNS ルール」を各家庭の「デジタル端末の利用に関するルール」へ生かすよう働きかける。

ウ 保護者・地域との連携の促進

- ・4 月の全校保護者会において、「天沼中学校いじめ防止基本方針」を配布し、担任のほか、生活指導主任、副校長、校長がいじめの窓口になることを伝える。
- ・情報モラル教室は保護者や地域の方も参観できるよう案内し、啓発活動を行う。
- ・毎年夏季休業中に各家庭で「デジタル端末の利用に関するルール」を話し合っただめてもらい、学校と共有する。
- ・道徳地区公開講座を通じて、家庭及び地域社会と連携して生徒の豊かな心を育む体制を強化する。
- ・学校運営協議会や学校支援本部と連携し、学校が抱える課題を共有し、地域社会全体で解決する体制を強化する。

(3) 早期発見・事案対処に向けた取組～直ちに発見、解決し、繰り返さない～

ア アンケートや調査の実施・活用

- ・東京都の「ふれあい(いじめ防止強化)月間」等に合わせ、年間3回以上のいじめ調査を実施する。調査の趣旨を生徒へ説明したり、調査の結果を受けて生徒指導を行ったりすることで、未然防止、課題の改善等に役立てる。
- ・心理テストQ-Uを年に2回実施し、学校・学級生活への不適応や、いじめ被害の可能性の高い生徒を早期に発見し、支援を行う。また、学級集団の状態を分析し学級経営に活用することで、生徒同士の人間関係を改善し、いじめの未然防止に役立てる。

イ 相談体制の充実

- ・休み時間に教員が教室や廊下、体育館や校庭で生徒の様子を見守り、生徒の輪に入って話すことで、生徒との信頼関係を日常から築いていくとともに、生徒の異変に気付けるようにする。
- ・生徒の生活日誌を日常的に集めてコメントを返すことで、生徒がいつでも先生に相談できる体制を整える。
- ・心理テスト Q-U の結果を生徒へ返却する際に、学校生活を振り返り、より良い学校生活を送るためにはどのようにしたらよいのかを一緒に考える機会を設ける。
- ・生徒が面談相手を希望して行う「おしゃべりウィーク」を実施し、共感的な関係を教員との間に築く。
- ・スクールカウンセラーがいじめをはじめとする生徒及び保護者の悩みを把握し、相談等に応じる。
- ・1年生を対象にスクールカウンセラーとの全員面談を実施し、相談しやすい体制を整える。

ウ 組織的な対応

- ・いじめ防止委員会(生活指導部会)を毎週開催し、いじめの未然防止の取組の確認や、いじめの早期発見と迅速な対処へ向けた確認を行う。また、その議事録は全教職員が確認できる方法でファイリングする。
- ・「学校いじめ対策委員会」は毎月、教育委員会へ報告するいじめ発生件数等の確認を行う。
- ・いじめ防止委員会(生活指導部会)が積極的にいじめを認知し、管理職と相談しながら早期対処に努め、いじめの長期化・重大化を防止する。
- ・長期化・重大化する可能性のあるいじめを発見したら次の手順で対処する。
 - ①直ちに管理職(校長、副校長)に報告する。
 - ②校長は速やかに学校いじめ対策委員会を開催し、正確な事実に基づき、解消に向けた手立てを立てる。
 - ③その方針を全教職員へ共有する。
 - ④生徒の安全を最優先とし、解消に向けた対応(次項「エ いじめ解消に向けた対応」を参照)を行う。
 - ⑤いじめを受けた生徒に対して、苦痛を感じていないかどうかを面談等で確認する。
 - ⑥継続的な経過観察をおこない、いじめが再発しないように見守る。必要に応じてスクールカウンセラーを活用する。学校いじめ対策委員会で情報共有を行う。
- ・上記とは別に、学校いじめ対策委員会を定期的に(学期に1回程度)開催し、それまでの期間に認知したいじめとその対応、経過について共有・見直しをすることで、いじめの未然防止・早期発見・早期対処を推進する。

エ 教育委員会との連携

- ・学校は毎月、「学校いじめ対策委員会」で確認し対応を協議し、毎月、認知しいじめの発生件数等を教育人事・指導課 学校問題対応支援係 (CEDAR) に報告する。
- ・事案の内容によっては、いじめを発見した後、速やかに学校問題対応支援係 (CEDAR) に相談し連携を図る。
- ・学校として法的な視点からの助言が必要を判断した場合は、学校法律相談の弁護士に相談する。

エ いじめ解消に向けた対応

- ・すでにある記録といじめアンケートの内容等から、聞き取りによって確認すべき内容を明確にする。
- ・関係者への聞き取りは、複数の教職員で、被害・加害・関係する生徒を個別に、可能な限り同時進行で行う。
- ・聞き取った情報を一元化し、「いじめの背景」「生徒の心理」等を含むいじめの全体像を把握する。
- ・把握した全体像を基に、いじめを受けた生徒への支援を行う。また、保護者へ連絡をし、把握した事実の報告、生徒の安全確保、心理的ストレスや不安の解消についての説明を行う。
- ・把握した全体像を基に、いじめを行った生徒への指導を行う。また、保護者へ連絡をし、把握した事実の報告、いじめの行為を行う背景を踏まえた生徒の内省を促す指導についての説明を行い、家庭での指導を依頼する。
- ・把握した全体像を基に、傍観したり周囲にいたりした生徒と、学級や学年等の集団全体への指導を行う。
- ・いじめの解消した状態（いじめに係る行為が止んでいる。被害生徒が心身の苦痛を感じていない）が相当期間（3 か月を目安とする）保たれるまで、いじめに関係した生徒の様子を観察し、状態の変化を注意深く確認する。
- ・これらの対応を記録し、いじめに係る生徒が卒業・転学・退学等をしてから 5 年間が経過するまで適切に保存する。

4. いじめの重大事態への対処

(1) いじめの重大事態とは

いじめの重大事態は、法律上次のように定義されている。

【いじめ防止対策推進法】

第 28 条 第1項 学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態（以下「重大事態」という。）に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

(1) いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

(2) いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

(2) 重大事態が発生した場合の天沼中の対応

ア 重大事態発生の報告

- ・いじめの重大事態（その疑いも含む）が発生したときは、直ちに**学校問題対応支援係（CEDAR）**に一報を入れる。
- ・「いじめ防止対策推進法の規定による重大事態の発生について」を作成し、教育委員会に提出する。

イ 資料の収集・整理

- ・いじめに関する調査や学校いじめ対策委員会の議事録、教育相談の記録など、重大事態の調査に必要な学校作成資料の収集・整理を行う。

ウ 調査への協力

- ・「杉並区いじめ問題対策委員会」が行う調査に協力する。

エ 調査結果等の報告と提供

- ・学校又は教育委員会は、調査の結果明らかになった事実関係について、適時・適切な方法で、被害生徒やその保護者へ説明する。

オ 調査結果を踏まえた対応

- ・学校と教育委員会は、調査の結果を踏まえて、被害生徒への支援や加害生徒への指導などの対応を行う。また、それまでの対応について検証し、再発防止策を検討する。